

2018年11月17日 2019年1月9日付記2 1月21日付記3 3月15日付記4
3月25日小補 4月5日小補

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 27

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

かなり間が空いてしまったが、再び南シナ海の勉強を始めることにしたい。手始めにとりあえず今回は最近研究所で購入した1930年代の地図帳を紹介したい。「20世紀前半のスプラトリー諸島に対する中国の関与に関するメモ」の補足である。

洪懋熙編

『中等学校適用 最新中華形勢一覽図』

国民政府教育部審定

上海東方輿地科学社發行

民国二十四年（1935）二月重製版

この地図帳の第一図の「中華民国全図」は、その下部の枠線からはみ出る形で西沙群島を描いている。スプラトリー諸島方面は描かれていない。第六図の「粵江流域經濟地図」の枠外に西沙群島が描かれているが、スプラトリー諸島方面は描かれていない。その解説部分の「主要産物之散布」において、東沙島・西沙群島に磷を産すると記されている。

第二十二図の「広東省図」では、別枠を作って「西沙群島全図」とし、群島を構成する島々の名前を明記している。その解説部分の地文地理の海岸の項に

西沙群島（即七洲洋）遠懸海南為我國最南之疆土。當出入南洋之衝途。與榆林港遙為聲援。未可忽視也

と記されている。また、地方新誌の項には

西沙群島。在榆林港東南距海岸一百四十餘里。當香港與新加坡航路之衝。大小凡二十四島嶼而以特里屯（一稱土來塘又名南極島）為最南。我國最南之境也。島上有極豐富之磷鑛。沿岸水産甚盛。為南海之大漁場。民國九年曾有奸商勾引日人往群島開墾、設立西沙群島實業公司、向廣東政府立案、驅逐漁民、採取磷鑛、經我國民力争、始克收回。

西沙群島を七洲洋とみなす見解や日本が不当に開発していた磷鉍資源を中国側が回復した

という見解が記されている点も興味深いが、何より 1935 年の時点で教育部の審査を受けた地図が西沙群島を国土の最南端であると明記している点は注目に値する。

既に論じたように、1933 年には内政部の主導で水陸地図審査委員会が組織され、同委員会は、翌 34 年にはスプラトリー諸島を団沙群島と命名し、35 年には『中国南海各島嶼』を出版しているのであるが、この地図はその動向を全く反映していない。

付記

南シナ海問題とは直接関係ないが、補遺 9 で言及した中国の国土観の問題についても資料的補足をしておく。

最近、坂出祥伸先生の『初学者のための中国古典文献入門』（東京:筑摩書房、2018 年）を拝読し、多くのことを学ぶことができた。なかでも、附編「日用類書について」に啓発されるところが大であった。坂出先生は、明代の所謂日用類書各種の豊富な内容について紹介してくださっているのであるが、そこには国土と外国に関する知識も含まれている。日用類書では、地輿門で中国本土を構成する行政単位に関する知識を提供し、諸夷門で異国の風俗を説明していることが同書より知られる。

この点をさらに資料に当たって確認しておく。もとより日用類書は多種多様であり、かつ現在は坂出祥伸・小川洋一編『中国日用類書集成』（東京:汲古書院、1999）のような利用しやすい資料集も出ているので、本来なら網羅的な調査をすべきところであるが、ここは手を抜いて、ネット上で（google books）見られる次の三書を中心に簡単に検討しておく。

A『新刻艾先生天祿閣彙編採精便覽萬寶全書』存仁堂陳懷軒、明崇禎元年（1628）慶應義塾大学三田メディアセンター

B『増補萬寶全書』序は乾隆四年（1739）ハーバード大学漢和図書館

C『新增萬寶全書（増補萬寶全書）』積善堂蔵板、同治辛未（1871）新刊、序は乾隆四年（1739）ハーバード大学燕京図書館

『増補萬寶全書』について、全国漢籍データベースで調べると、非常に多くの版が出版されていることがわかる。刊行年を挙げてゆくと、乾隆十一年（1746）、嘉慶十一年（1806）、嘉慶十六年（1811）、道光三年（1823）、道光八年（1828）、道光三十年（1840）、咸豊元年（1850）、同治十三年（1874）、光緒十二年（1886）、光緒二十七年（1901）、民国元年（1912）となる。長きに渡り出版され続け広く利用された本であることが窺われる。

このうち東洋文庫が所蔵する次の 2 冊を瞥見した。

D『増補萬寶全書』道光庚戌（1840）夏鐫（III-15-14-0）

E『繪圖萬寶全書（増補萬寶全書）』咸豐元年（1850）新刊（III-15-90-0）

いずれも上下二段組であるが、ここでは下段に注目する。

A は、目録には、第二巻地紀門には、地輿紀原、兩京各省、管轄州郡、戸糧土産を記し、第七巻諸夷門には、諸夷像誌、外夷雜説、諸夷風俗、外夷土産が記すとある。

具体的に見ると、地紀門には、北京、南京、山東、山西、陝西、河南、浙江、江西、湖広、四川、福建、広東、広西、貴州の府州県が記されている。所謂明朝十三州の空間である。「大明一統山河地輿紀圖」という地図が掲載されているが、中国本土の地図である。南側（地図の下部）の海上には隣接する国として、安南、真臘、滿刺加、暹羅の名が見える。

一方、諸夷門に記されている国々は、高麗国、小琉球国、日本国、女直国、大琉球国、三佛齊国、交趾国、真臘国、暹羅国、淳泥国、蘇門答刺国、回鶻国、撒馬兒罕、火州、匈奴韃靼国、崑崙層期国、天竺国、西洋古里国、西番国、吐蕃国、南尼華羅国、西南夷、烏衣国、扶桑国、擺里国、大羅国、深烈夫、士麻、都播国、女慕国、紇魯国、龜茲国、大漢国、巴赤吉、婆羅遮国、回回国、阿里車盧、無臀国、穿胸国、不死国、鉄東、長人国、近佛国、方連魯蛮、黒契丹、五溪蛮、小人国、馬孫国、一臂国、女人国、哈密國、大哇国、大食勿斯离、占城国である。

『萬寶全書』諸夷門と『羸蟲録』の関係について三浦國雄先生が検討され、諸夷門が異民族を羸蟲（毛も羽もない裸の動物）とみなし、山海經的な神怪・奇獣と同列に置き、華夷の超えがたい断層を提示している（中国に生まれたものだけが人となる。但し国により中国との親疎の別はある）ことを指摘しておられる[三浦 2005]。勿論両者が無関係であったわけではなく、諸夷門の冒頭には「四夷来王」の図が掲げられており、禽獣の如き異民族が天子にご挨拶を許されるという構図が示されている。

B は、目録には、第二巻地理門に地輿総記、天下各省、管轄州郡、戸糧土産が記し、第四巻諸夷門に諸夷像記、風俗土産を記すとある。巻二の冒頭に大清一統地輿とあり、以下、盛京、直隸、江南、江西、浙江、福建、湖北、湖南、河南、山東、山西、陝西、甘肅、広東、広西、（ここから上段に置かれる）四川、雲南、貴州の府州県が記されている。江蘇・安徽が分省されず江南のままであるが、所謂清朝十八省の空間である。D も同様の記述である。

諸夷門は、ほぼ A と同じであるが、最後の占城国が脱落し、かつ女直国については、見出しでは直を抜いて「女国」としている。ただし、本文では女直人と書かれている。ほんのすこしだけ気を使ったようである。

C は、目録の記述は B と同じである。具体的に見ると、地理門には、京師、江南、山東、山西、陝西、河南、浙江、江西、湖広、四川、福建、広東、広西、貴州、雲南（雲南のみ上

段)の府州県が記されている。なぜか安徽が脱落し、湖北・湖南が湖広に戻ってしまっているが、一応、清朝十八省の空間を示そうとしたものとみてよかろう。Eもこれと同様である。

諸夷門はBと同じである。

地輿門の空間と諸夷門の空間の区分は截然しており、かつ安定しているようである。そう書いてあるわけではないが、一方が怪しげな夷である以上、他方は雅な華であろう。しかし、文明の中心たる中華から次第に周辺の野蛮へとなだらかに傾斜して続いて行く無限定の天下が表現されているわけではない。字が読める多くの中国人が考える世界とは、そんなものではなかったのではないか。

無限定な天下空間(黄千人図系の天下図)と截然たる中国本土の空間* (『大明一統志』の空間)の間に、18世紀末に別の限定的な政治空間が成立したはずである。『大清一統志』の描く政治空間**である。清朝の日用類書の改訂者はそのことをほとんど気にかけていないかのようである。中国皇帝が、遊牧世界のカーンや転輪聖王として統治しているはずのマンチュリア、モンゴリア、トルキスタン、チベットは諸夷門に置かれたままである***。

*17世紀末に中越国境地帯のベトナム側ランソン(広西の反対側)で活動していた中国人商人について同地の市場に建てられた碑文(1683年)は「上国十三省の商客」「天朝十三省の商客」と記している。この碑文建立を推進した人々の中に多くの中国人商人が含まれているので、彼らの自己認識を反映したものとみてよかろう(吉川和希、「十七世紀後半における北部ベトナムの内陸交易」『東方学』134.)。

**『大清一統志』の空間の実態、とくに中央アジア方面の複雑で流動的な状況については、岡本隆司・箱田恵子編著.2019.『ハンドブック近代中国外交史』ミネルヴァ書房の関連項目が最新の成果を紹介している。

***モンゴル、ウイグル、チベットに対する中国共産党の軽視・蔑視あるいは恣意的な表象操作については下記を参照。

楊海英.2018.『「中国」という神話』文春新書.

楊海英.2018.『モンゴル人の中国革命』ちくま新書.

ただし、これらの著作は、単に認識・意識や表象の問題を扱うものではなく中国共産党の卑劣で残虐な行為の現実について記述している。

無限定ではないが近代的なボーダーラインを持たなかった大淸一統志の空間が、近代的なボーダーラインで仕切られる段になって、ようやく中国本土を取り巻く空間の意味を考えなくてはならなくなった。南シナ海のU字線もそのような歴史的脈絡の中で理解すべきものと思われる。

三浦國雄.2005.『萬寶全書』諸夷門小論:明人の外国観』『大東文化大学漢学会誌』44.

付記 2

『幼學故事瓊林』(あるいは幼學瓊林)に見られる中国の国土観についても触れておきたい。『幼學故事瓊林』は、中国で最もよく知られた訓蒙教科書であり、現在でも多くの版が出版されている(手元に10種類ほどある)。明代の程允升の原本を清朝の鄒聖脉が増補したものとされる。ここでは次の版本に拠る。

『寄傲山房塾課新增幼學故事瓊林』4卷

明程允升原本；清鄒聖脉増補；清謝梅林，清鄒可庭參訂

三元堂蔵板 嘉慶元年(1796)序

(慶應義塾大学言語文化研究所蔵)

次の訳注を参照した。

程允升撰・鄒聖脉増補(葉光大訳注).1998.『幼学故事瓊林全訳』貴州人民出版社.

『幼學故事瓊林』は、主題別に語彙を増やすための教科書であり、各主題に関わる故事や成語が提示されている。卷一は、天文、地理(地輿)から始まる。地輿の冒頭は下記の通りである。

黃帝畫野，始分都邑。夏禹治水，初奠山川。

宇宙之江山不改，古今之稱謂各殊。

北京原屬幽燕，金臺是其異號。南京原為建業，金陵又是別名。

浙江是武林之區，原為越國。江西是豫章之地，又曰吳皋。

福建省屬閩中，湖廣地名三楚。

東魯西魯，即山東山西之分。東粵西粵，乃廣東廣西之域。

河南在華夏之中，故曰中州。陝西即長安之地，原為秦境。

四川為西蜀，雲南為古滇。

貴州省近蠻方，自古名為黔地。

中国本土のみが対象とされていることは明らかである。この本の冒頭には、中国本土について記した「地輿図」が掲げられている。

東嶽泰山，西嶽華山，南岳衡山，北岳恆山，中嶽嵩山，此為天下之五岳。饒州之鄱

陽，岳州之青草，潤州之丹陽，鄂州之洞庭，蘇州之太湖，此為天下之五湖。

続いて中国本土の代表的な山と湖が挙げられる。

蓬萊弱水，惟飛仙可渡。方壺員嶠，乃仙子所居。

海は仙人の世界である。蓬萊も、方壺も渤海のはるか彼方にある仙境である。

本編の末尾は次の文で締めくくられる。

海不揚波，知中國有聖人。

上記版本は、この句に次のような割注を付している。

周成王時、交趾越裳氏重三譯來獻白雉。周公曰、德澤不加君子、不享其質、政令不施君子、不臣其人。譯曰、吾受命、吾國之黃耆曰、天無烈風淫雨、海不揚波三年矣、意者中國有聖人乎、盍往朝之。使者還、迷歸路、周公錫以指南車、常為先導。

ここには越裳氏の長老が、この三年間、気候が安定し海が穏やかなのは中国に聖人がいるからだろうという理由で使者を派遣してはるばる白雉を周公に献上に来たという故事が紹介されている（『尚書大傳』卷4、『韓詩外伝』卷5に同様の話が載る。なお、指南車に関わる話は『古今注』卷上;輿服第一に見える。）。

ここで対象とされている地理的範囲すなわち中国が聖人の国として周辺国に知られていたこと、聖人の国である中国が他とは区別されることが教えられている。

本編はここまでであるが、この後に増補がある。その冒頭は以下の通りである。

神州曰赤縣。邊地曰穹廬。

神州赤縣は、鄒衍の大九州説に由来する中国の別称であり、神州赤縣は九州の一つであり、神州赤縣の中にまた九州があるとする（『史記』孟子荀卿列伝）。上記版本は、鄒衍には言及せず、割注に

地輿志。崑崙東南方五千里曰神州。中有和美郷、帝王之宅、聖人之居。

と記している。よく似た文は、『太平御覽』卷156所引『古今通論』にも見える。

王嬰《古今通論》曰、崑崙東南方五千里謂之神州、州中有和美郷方三千里、五岳之城、帝王之宅、聖人所生也。

いずれにせよ、中国=神州赤県が崑崙を中心とする世界の一部であるという国土観である。それが聖人の居住地であるというのは、本編の最後の文を受けたものであろう。

増補では、これにもう一つの要素が加わっている。中国の周辺に「穹廬」と呼ばれる空間があることが記されている。穹廬は匈奴の住まいとする天幕のことであり、北方の遊牧世界を指すものであろう。満州族支配下の清朝ではこの空間を無視するわけにはいかなかったのかもしれないが、この五文字のみの言及である。

『幼學故事瓊林』が児童に無限定に広がる華夷的天下を教えるものではなかったことは明らかであろう。

付記 3

妹尾達彦先生が昨年刊行された『グローバルヒストリー』（中央大学出版部）は、環境に注目し、かつ、アフロ・ユーラシア（特に東ユーラシア）に力点を置いた非常にユニークなグローバルヒストリーであり、多くの重要な論点について精緻な分析が行われている。私ごときが簡単に論評できるものではないのであるが、ここでの議論にとっても非常に示唆に富む内容が含まれているため（妹尾先生の問題意識とは離反するかもしれないが）同書の内容の一部を参照して、上記の拙論を補足したい。

同書では、ユーラシア東部について陸域を農業地域、遊牧地域、農牧境界地域に分け、さらに陸域と海域とその境界領域（沿海部）の区分を行い、境界地域に国家権力の中心が成立すること、境界地域の重心が一千年紀の西方から二千年紀の北方および沿海部に移ることを論じている。この環境論を踏まえつつ、農業地域を中心とする内中国（中国本土）と遊牧を中心とする外中国という区分を行い、通時的には内中国のみを統治する小中国と両者を共に統治する大中国すなわち農牧複合国家が循環してきたとする。

大中国の時代としては、唐、元、清、中華人民共和国があるが、同書では、これらの異同についてはあまり議論がなされていない。統治機構の面では、唐と清では、漢人官僚を中心とする州県制の空間（「恒久官僚制」〈エチエンヌ・バラッシュ〉）つまり中国本土は維持され、それに間接統治の空間（唐の都護府、清の藩部）および特別行政区（清の故地満州）が結合された形である。金から元にかけては、その区分を突き崩す動きが見られたが、明がそれをリセットしたということではあるまいか。上記の拙論で見た中国の国土観は明のリセットにより再生したものと考えられよう。

付記 4

清末から民国期にかけて出版された『幼学故事瓊林』数点を言語文化研究所で購入したので、そこに見られる中国の国土認識の変化を簡単に検討してみたい。

A1 程允升撰、鄒聖脈補、謝梅林・鄒可庭参訂、石韞玉重校『上海鴻寶齋書局精校新增絵図幼学故事瓊林』上海鴻寶齋石印。巻首に「天文星宿全図」「皇朝直省輿地図」「歴代帝王統系図」「歴代帝王紀」「皇朝一統輿地志」などが付されている。清末のものであろう。

A2 程允升撰、鄒聖脈補、謝梅林・鄒可庭参訂、王寿澎重校『古鹽補留生精校新增絵図幼学故事瓊林』上海天機書局石印。民国元年の序あり。上の模倣版とおぼしく類似の内容である。巻首に「天文星宿全図」「中華民国直省輿地図」「歴代帝王紀」「中華民国輿地一統志」などが付されている。

B 『言文対照新式標点 幼学故事瓊林』上海広益書局、民国 16 (1927)年 1 月。南京政府成立直前に出版されたもので現代語訳付きである。巻首に「歴代帝王図」「歴代帝王紀」「中華民国一統輿地図」「中華民国行政区域表」などが付されている。

本文はいずれも嘉慶年間の版本とほぼ同じである。巻頭の地図は、より正確なものに変化しており、同時代の行政区画一覧表が付されている。

清末民初に刊行された『幼学瓊林』(A1&A2)を見ると、巻頭の中国地図は基本的に直省のみであり、マンチュリア、モンゴリア、トルキスタン、チベット方面は描かれていないものである。唯一、奉天の位置だけは記されている。「皇朝一統輿地志」あるいは「中華民国輿地一統志」は各省に所属する府県州および代表的な地名を列挙したものである。盛京、直隸、江蘇、安徽、江西、浙江、福建、台湾、湖北、湖南、河南、山東、山西、陝西、甘肅、甘肅新疆、四川、広東、広西、雲南、貴州、吉林について所属する行政単位を詳述している。甘肅新疆、吉林がこの列に含まれ県名が具体的に記されている点が注目される。その他の地域(青海、黒龍江、西藏、察哈爾、内蒙古、阿拉善額濟納二旗、外蒙古、喀爾喀三音諾顔部、喀爾喀扎薩克圖汗部、科布多城、烏里雅蘇台所属唐努烏梁海)については、割注で簡単に位置を示すのみである(「青海【在甘肅省西南】」の如し)。

中国の地名の後に「附五洲列国名」が置かれている。アジアについては次の通りである。

亜細亞洲列國 中国 日本 東俄羅斯 越南 暹羅 緬甸 个丹 廓爾喀 印度 俾路芝
阿富汗 西域回部 波斯 阿剌伯 東土耳其 朝鮮

中国のかつての朝貢国で既に植民地化している越南、朝鮮が中国と同列に記述されている点が興味深い。いろいろ不可解な点が見られ、この時期の中国の世界認識及び国土認識の曖昧さを示している。これに続く欧羅巴洲諸国にも東土耳其が記され、東俄羅斯とは別に西俄羅斯が挙げられている。東土耳其・西域回部は中国国内の新疆の外側にあるという認識のようである。

民国期の『幼学瓊林』(B)を見ると、中国地図は『大清一統志』の空間をボーダーラインで仕切ったものになり、直省だけでなく、吉林省、黒竜江省、熱河区、察哈爾区、綏遠区、外蒙古、寧夏護軍使轄地、青海、川辺区、新疆省、西藏が含まれている。地図上の国家の外郭は明確となっている。「中華民國行政区域表」は、民国3年(1914)に内務部が規定した行政区域一覧表に依っていると注記されている。省と県の間には道という行政単位が置かれている時代のものであり、このリストには各省に属する道、県の名前が列挙されている。京兆地方、直隸省、奉天省、吉林省、黒竜江省、山東省、河南省、山西省、江蘇省、安徽省、江西省、福建省、浙江省、湖北省、湖南省、陝西省、甘肅省、新疆省、四川省、広東省、広西省、雲南省、貴州省、川辺特別区域、熱河特別区域、察哈爾特別区域、綏遠特別区域に属する行政単位が詳述されている。外蒙古、青海、西藏については、「以上三地方之地名不備録」と注記されている。国家の内部は十全に満たされていないようである。

地図の海洋認識に変化が見られる。朝鮮半島の東に日本海と記し、中国沿岸域に、黄海、東海、南海と記している。台湾海峡、東京湾(トンキン湾)も明記されている。海上に澎湖諸島、東沙群島、西沙群島、「日属台湾」、「美属菲律賓」(米領フィリピン)が描かれている。台湾が日本領となった事実は示されているが、この頃から増えてくる国恥図に見られるような失地意識=虚偽意識や恣意的な海上国境線はここには認められない。